

## 第4回伊賀市下水道事業経営検討委員会 議事録

■開催日時 2020（令和2）年12月23日（水） 午後2時から午後3時30分まで

■開催場所 阿山保健福祉センター ホール

### ■出席者

【委員（12名）】（敬称略）

岩崎 克則（三重大学人文学部法律経済学科 准教授）  
山中 利之（公認会計士）  
界外 直樹（伊賀地域自治推進会議代表）  
奥井 平和（河合地域住民自治協議会 事務局長）  
森田 安俊（伊賀市農業集落排水処理施設連絡協議会 会長）  
上田 賢博（山田南地区農業集落排水事業実施委員会 会長）  
福山 康宣（戸別合併処理浄化槽使用者代表）  
福岡 丈典（ゆめぼりす伊賀立地企業連絡会 事務局）  
山本 禎昭（上野商工会議所 副会頭）  
大田 節子（伊賀市商工会 女性部長）  
中野 富美子（市民公募）  
廣岡 伸幸（市民公募）

### 【事務局】

上下水道部 高木上下水道事業管理者職務代理者兼上下水道部長、中西次長兼経営企画課長、岸次長兼水道施設課長  
営業課 福永課長  
下水道課 森中課長  
経営企画課 稲森主幹兼総務係長

### 【関係業者】

日本水工設計（株）名古屋支社 谷端

■傍聴者 なし

### ■会議概要

#### 1. 開会

（会長） 皆さんこんにちは。年の瀬の迫った何かとお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。第4回委員会ということで、昨年7月30日の第1回目から1年5カ月ほど経っており、時間の経過の早さを感じています。

当初のスケジュールでは11月くらいに終了の予定で少し遅れていますが、早ければ良いというものでもありません。

第2回、第3回と議論していただいたことをベースに、今回は基本的な方向性を確認して合理的な形を作っていければと思いますので、皆様方のしっかりとしたご協議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。

(事務局) 委員の交代について報告(退任:諏訪 克之委員、就任:岩崎 克則委員)  
会議の出欠状況報告、会議の公開に係る説明、配布資料の確認

## 2. 協議事項

### 下水道使用料体系の検討について

(事務局) 資料 P1~P2 (1. 前回委員会の協議概要、2. 使用料試算結果の取扱い)について説明

質疑応答 なし

(事務局) 資料 P3~P5 (3. 下水道使用料の基本的考え方、4. 使用料対象経費の分解及び配賦(1)(2))について説明

質疑応答 なし

(事務局) 資料 P6~P8 (5. 使用料改定シミュレーション(1)(2)(3))について説明

(会長) 6ページの農集・特環の改定シミュレーションで、人頭制の基本料金3,530円と加算料金の820円がどのような計算で算出されているのか教えてください。

(事務局) まず基本料金の3,530円についてですが、資料の5ページに記載している事業別内訳の農集と特環の基本使用料配賦額を使用料対象件数で割った1件1ヶ月あたりの単価となっています。

また、加算使用料については世帯人数に対して課されるものとなりますので、加算使用料への配賦額を対象人数で割って算出しています。

(会長) この単価は現行の1.4倍の使用料収入となる単価ということによろしいか。

(事務局) はい。

(委員) 戸別合併処理浄化槽の代表として出席させていただいているが、203戸で維持費が約10,000円ということで大変高くなっていることから、1.4倍というのは理解できる。

しかし、浄化槽の人槽数によって使用料が設定されていることについて、現状として世帯の人数が増えることは無いような地域であり、昔は2世代、3世代といった形で住んでいたのが、今では自分の家が3人、隣を見たら1人といったような状況なので、このシミュレーションを見て、これまでと同じような形で各人槽ごとの料金の1.4倍というのはちょっと厳しいのではないかと思います。

金額としてもゆめが丘の産業汚水用のシミュレーションと変わらない水準となっているので、何とか従来の人槽制とは別の考え方ができないものかと思えます。

(会長) 参考までに、農集・特環の改定シミュレーションで4人世帯の料金はどれくらいになりますか。

(事務局) 4人世帯で6,810円です。

(会長) その辺りの料金の比較や、実際に住んでいる人数が人槽人数より少ないといった状況を考慮した中で、合併浄化槽の金額は少し率的に高いのではないかというご意見ですが、その点については事務局としていかがですか。

(事務局) このシミュレーションはあくまで1.4倍のイメージをお示ししています。

浄化槽の場合は家の広さによって人槽数が決められているので、実際に住んでいる家族数とは関係なく設定される性質のものとなり、現行ではその人槽数に合わせて使用料を徴収しています。

今すぐに代替案のアイデアは持ち合わせていませんが、いただいたご意見を踏まえ、事情を何とか反映できるような形の料金体系を検討したいと考えます。

(会長) 各世帯の人数というのは把握できるのですか。

(事務局) 現行の使用料体系では浄化槽の人槽数だけを把握すれば良く、世帯人数まで把握する必要はありませんので現在データは持っていませんが、人数の把握についても工夫する必要があるかと思えます。

料金のデータだけではうまくいかない部分もありますので、そうした点も踏まえ検討していく必要があると考えます。

(事務局) 資料ではお示ししていませんが、戸別合併処理浄化槽においても従量制にす

れば他の事業との整合性を図れるのではないかと考えていますので、その点も検討させていただきたいと思います。

(会長) この件については、改めて検討結果をお示しいただけるということによろしいですか。

(事務局) はい。

(委員) 私が該当しますのは農業集落排水の山田南地区で、今年の7月から料金の徴収が始まり、まさに一番新しい処理区ですが、そんな中で今数字を見せていただいて、やはり1.4倍というのは経営的に苦しいのではないかと思います。

料金を設定いただいた際、市の方からは当面3年間くらい維持できる料金を設定します、ということでしたので、高いながらもこれを受け入れ、現在徴収いただいている訳ですが、これとて今後値上げとなります。

当地区はあえて高めに設定されているので良いが、現行使用料が極端に安い処理区は今後具体的にどのような方向で進めていかれるのか。

一概に1.4倍に持って行くというのは現実的に難しい部分があるが、個々に1.4倍とするのも問題が解決されない部分があり、非常に問題が多いように思います。

使用料は最終的に市が決めていくと説明いただきましたが、特に農集・特環について、具体的にどのように進めていこうと考えているのか、ご意見をお聞きしたい。

(事務局) 現行の料金は処理区によってばらつきがあるという中で、農集・特環の使用料収入の1.4倍を頂戴したいというのが説明させていただいた内容です。

その平均が3,530円の基本料金ということであり、例えば現行が2,200円の処理区もある中で、現実的にどうなのかというご指摘かと思えます。

その点につきましてはこの後ご説明させていただきたいと思いますが、現実的な路線を取りつつも、下水道事業としての経営を安定させる必要がありますので、それに近づけていけるような激変緩和の方法について検討したいと考えています。

(委員) 各事業の現在の対象人数と使用料収入がわかれば教えてください。

すぐわからなければ後ほどでも結構ですが、その収入額の1.4倍を目標としているということに理解してよろしいですね。

(事務局) 現状の1.4倍ということですので、そのようになります。

(事務局) 資料 P9～P11 (6. 人头制と従量制の比較、7. 井戸水使用に係る使用料の

## 検討、8. 使用料の激変緩和の検討) について説明

(会長) 先ほどの委員のご質問に対して、この激変緩和のイメージは各戸のイメージを示しているのであって、言われていたのは各処理区のばらつきをどう均していくかという主旨であったかと思いますが、その辺りの緩和措置は何か考えられていますか。

一番高いところも低いところも 1.4 倍というのが良いのかどうかということもあろうかと思いますが、考え方としては全員が 1.4 倍に上がるということですか。

(事務局) 農集・特環に限った話としまして、これまでもご説明させていただいたとおり、最終的には農集・特環のエリアでは、どのエリアでも統一の料金にさせていただきたいと考えており、それが公平性の担保につながるということで、そこを目指しています。

その最終形がこのシミュレーションであり、基本料金 3,530 円、加算料金 820 円というところに統一させていただきたいという中で、一遍に上げると、地区によっては大幅な値上げとなります。

ついでには、激変緩和措置として、各家庭において改定後の使用料体系を適用したら本来いくらになるというのを高い地区、安い地区に関係なく算出し、それと現行の使用料体系で算出した料金の差額に対して 75%~25%の軽減率を掛けていくこととなります。

最終的には全処理区の料金は統一されますが、それまでの 6 年間の間で均していくという考え方です。

(会長) ということは、例えば西高倉処理区の 3,850 円は安くなるということですか。

(事務局) これは先ほどもご説明しましたが、最終的には議決案件ですので、そこはそういうやり方もあろうかと思いますが、現在頂戴しているものをそのままとするかは、これからの課題と考えます。

(会長) 目指していくところは最終的に 1.4 倍のところを目指すことの提案ということですね。

(事務局) はい。

(委員) 個々の処理区のことにはわからないので想定ですが、余裕のある料金設定で行けているところと余裕のないところがあると思います。

この激変緩和の方法でいくと、7年目で 1.4 倍のところまで持って行くということですが、余裕のあるところとそうでないところを段階的に一律に上げていくという訳にはいかないと思いますが、7年間で絶対これをやるというのか、あるいは先々のことは分かりま

せんから、となるのか、その辺りはどのように考えていますか。

(事務局) 処理区ごとに現行使用料のばらつきがある中で、激変緩和については各家庭の負担を考慮したというところになってきますので、どうしても値上げ幅が大きい処理区が出てくるのはある意味やむを得ないと考えていますが、それに対し、6年間かけて少しずつ負担いただくという考え方です。

その中で今おっしゃったような見直しをするのかどうかということにつきましては、その時の状況にもよりますので、現状ではこのような形のシミュレーションでご理解いただきたいと思います。

(委員) 少しわかりにくかったのですが、先ほど浄化槽のところでは従量制にしていけば問題無いというようなご説明があったが、今の話からすると、7年間は従量制に移行しないということですか。

(事務局) それにつきましては、最初人頭制で始まったとしても、例えば途中の4年目から従量制に変更することは可能です。

従量制の準備が出来次第、再度条例改正を行い、料金システムの変更も伴いますが、一度人頭制としたら7年間変えられないということではありません。

(委員) それでは早いうちに従量制になるということですか。

今現状で料金に差があることに対し、段階的に値上げしていくという話と、いつか行政の判断で従量制に変わっていくという理解でよろしいか。

(事務局) 従量制でも人頭制でも基本使用料は同じように設定させていただき、加算使用料について人頭制にするのか、従量制にするのかという議論ですので、その差し替えは可能です。

(委員) 浄化槽の場合は住宅面積によって人槽数を決めていく訳ですが、実際には1人しか住んでいないというようなところについては、人数を改定していくチャンスがあるということですか。人槽数によって使用料を段階的にもらっていく方法でずっと行くのか、改めて住んでいる人数に合わせた人頭制を採用していけるということですか。

(事務局) 浄化槽についても、従量制を採用する、人頭制を採用するという選択肢はあると思います。

現状は人槽数で使用料を頂戴しており、この点について今ここでどうしますということでは申し上げられませんが、メリット、デメリットや、浄化槽は他の事業のように面整備を

している事業ではないといった点などを勘案した中で、人数と人槽の関係を整理しながら、着地点を見出していきたいと考えます。

(委員) 農集・特環の関係で、9ページに人頭制と従量制のメリット、デメリットが書かれているが、今のお話では人頭制と従量制の件についてどのようにしていくのかはいろいろ意見を聞きながら決めていくということなのか、それとも従量制でやりたいというお考えでしょうか。

従量制になった場合は井戸水の関係があり、私の自宅でも実際井戸水を使用しているのでどうなるのかと思っています。

井戸水を使っている想定は個々には難しく、井戸水を使って下水へ流す場合と、スプリンクラー等で畑や田へ散水して下水へ流さない場合もある。だから平均値を取ってプラスアルファするということも書かれており、従量制の場合は水道の使用料に頭割りでプラスしていくというようなニュアンスに受け取れるが、それぞれの家庭によって異なる中で、そこはどのようにしていくお考えですか。

自分は従量制の方が良いのではと考えているが、家族に話したら人頭制の方が良いという意見だった。そこで自分の家では使用料がどれくらいの差になるのか計算してみたところ、2,000円までくらいだった。

先ほどからの質疑応答の中でも従量制にしたいというお考えを示されており、自分としてはどちらが良いのか判断が難しいが、これはどちらかに決めていかなければならない話なので、いろいろな意見を聞きながら、最終的に市の方でまとめていただいたら良いのではないかと思います。

人頭制と従量制について、今もってどうしていこうとしているのか、再度聞かせていただきたい。

(事務局) 加算使用料の計算方法として、まず人頭制と従量制があって、現在人頭制を適用している処理区が多いというのが現状です。

先ほどからご説明させていただいているとおり、公平性を担保する上では、水道使用量に合わせて下水道の使用料を算定する従量制が望ましく、その方向性に行きたいというのが行政として考えているところです。

ただ、農集や特環については井戸水の使用があるという前提で作りに上げた使用料体系となっており、井戸があるから人数割で行きましょうということでこれまで来た経緯があります。

については、井戸水の整理をしっかりとしないと、公平性を担保しようと思って却って不公平なことになっては本末転倒ですので、井戸の調査をしっかりと行い、不公平であるといった意見が出ないようにした上で従量制に移行すべきと考えており、委員会で人頭制か従量制かを決めていただくところまでは求めておりません。

これまでも人頭制と従量制という2つの方法がありますという説明をさせていただいて  
いる中で、委員の皆さんにイメージを持っていただくために、人頭制、従量制両方のシミ  
ュレーションをお示ししているものですので、最終的には行政の方で準備が出来ましたら、  
速やかに従量制へ移行していきたいと考えています。

(委員) 井戸水使用に係る使用料の検討のところ、一般家庭の水道使用量の1日平均  
240リットルはどのように計算されているのですか。

(事務局) 総使用水量を人数で割って計算しています。

(委員) その使用水量については世帯の家族構成等によってかなり差があると思うので、  
一概に人数で割って把握することは難しいと思います。

(事務局) これはあくまで平均的な数字を計算したものですので、精度としてはそのレ  
ベルのものということでご理解いただきたいと思います。

(委員) おそらくそうだろうと思いますが、平均値に足りない部分を井戸水で使ってい  
るということは一概には言えないのではないかと思います。だからと言ってどのように試  
算したら良いかというのはわかりませんが、やり方としては少し厳しい感じがします。

(事務局) 制度を変えるに当たっては、しっかりと説明できる必要がありますので、今  
おっしゃった点につきましても、最終的に答申をまとめる中で、ご意見として反映を検討  
させていただきたいと考えます。

(会長) 先ほど委員からご質問のあった事業別の現在の対象人数と使用料収入は出せま  
すか。

(事務局) 農集につきましては対象人数が約17,800人、料金収入額は月額約2,600万円  
です。

特環につきましては対象人数が約10,500人、料金収入額は月額約1,630万円です。

公共につきましては、対象人数が約4,100人、料金収入額は月額約880万円です。

合併浄化槽につきましては、対象人数が650人、料金収入額は月額約140万円です。

(委員) それを全部足すと16億5千万円になるということで良いですか。

(事務局) 一般会計繰入金を合わせた収入総額がその数字となります。

(委員) 産業汚水の収入はどれくらいですか。

(事務局) 月額約 105 万円程度です。

(委員) その 105 万円は先ほどの公共の収入額 880 万円の内数ですか。

(事務局) 内数です。

(会長) 先ほどの激変緩和の検討の部分について、極端に差の大きいところはもう少し時間をかけるとか、何らかの検討が加えられる可能性があるとか、今回お示しいただいた内容ではそこまでは出ていないと思いますが、場合によっていろいろな可能性があるということでしょうか。

(事務局) 今回、ひとつの案としてお示ししているものですので、次回答申案についてご審議いただく中で、反映できること、反映しなければならないことを含めまして、最終的に整理させていただきたいと思います。

(会長) その他ご質疑等はございませんでしょうか。

無いようでしたら、本日の内容については概ねご理解いただいたということで、次回の委員会に進めさせていただきたいと思います。

次回は委員会として最終回の会議となる予定です。

本委員会では本日の内容を含め、これまで、伊賀市の下水道事業の現状と課題や収支見直しなどを踏まえた使用料の改定目標、また、改定目標に見合う使用料の試算とその考え方などについてご審議いただきました。

その中で、諮問事項であります、適正な下水道使用料のあり方ということについて、一定の方向性が見えてきたのではないかと思います。

そこで次回につきましては、これまでの審議内容を踏まえた本委員会としての答申案をあらかじめ事務局の方で取りまとめていただき、その内容についてご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(委員) もう 1 点だけお聞きしたいのですが、11 ページの激変緩和の検討の中で、6 年間の軽減措置によって収入できない使用料をどのくらいと積算していますか。

(事務局) 詳細な金額については現在データを持っていませんが、基本的に年間約 2 億 5 千万円の財源不足を使用料で確保する試算となっていますので、そこに経過年数に応じ

た軽減率を掛けた金額を積み上げた分が軽減措置による減収額となります。

(事務局) もう1点補足ですが、本委員会で審議していただいている内容とは別に、現在確定はしていませんが、施設の統廃合計画を今後考えていかなければならないと思っています。

現在30ヶ所以上ある施設を半分以下にするといった形で、今後伊賀市の下水道事業がなるべく効率良く続けられるように経営していきたいと考えています。

これを10年以内に現実的にできればと考えており、そうした中で、激変緩和により軽減した部分についても補っていけたらと考えているところです。

### **3. その他**

なし

### **閉会**

(事務局) 委員の皆様におかれましては、長時間にわたり慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。

本日、ご審議いただきました内容につきましては、事務局で議事録として整理させていただきます、市のホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いたします。

それではこれもちまして、第4回伊賀市下水道事業経営検討委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。